

長浜市訓令第33号

長浜市審査基準及び処分基準に関する規程（平成18年長浜市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月6日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）」を削る。

第2条第2項中「、滋賀県行政手続条例」を削る。

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。